

# 採択の優先順位について

業務細則第9条に規定する優先順位に基づき採択を決定します。次表の通り、第1優先はaとします。aの中で、設置先建物の機能維持に必要な燃料の保有日数の多い順に採択します。第2優先から第8優先まではb～dにおいて第2優先順位が同順位の場合は、第3優先順位に従い採択、その第3優先順位が同順位の場合は第4優先順位に従い採択、以下同様の方法で予算額に達するまで採択します。(令和7年度補正は、第4優先順位dの一時避難所を除く)  
直近(令和7年度を起点として過去5年間)において、振興センターより交付決定の取消し(業務方法書第22条第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第7号及び第8号)の通知を受けている事業者の優先順位としては、第9優先となります。

## 令和7年度補正・令和8年度 採択優先順位

第1優先順位	a.公的避難所：指定避難所、福祉避難所
第2優先順位	過去直近5年度に同じ設置先建物で本補助金の交付を受けていないこと
第3優先順位	次の順で優先 同一申請者(共同申請者がいる場合は、申請者及び共同申請者がいずれも同一の場合)で同一公募期間内に、単数の申請である場合 複数の申請である場合は補助金交付申請額(税抜)合計が5,000万円以内であること
	同一申請者(共同申請者がいる場合は、申請者及び共同申請者がいずれも同一の場合)で同一公募期間内に、複数の申請である場合、補助金交付申請額(税抜)合計が5,000万円を超え1億円以内の場合 以下同様に5,000万円ごとに優先
	b、c、dの順で優先
第4優先順位	b.医療施設：入院設備のある施設、透析病院 c.福祉施設：福祉避難所を優先、入所施設は次点 d.一時避難所となり得るような施設 ※令和8年度のみ申請可能
	施設の機能維持に必要な燃料の保有日数が多い施設
第5優先順位	賃金引上げを表明していることを証明した事業者(共同申請者がいる場合、申請者及び共同申請者が共に賃金引上げを表明している場合のみを優先)
第6優先順位	パートナーシップ構築宣言を表明し、その宣言文の登録をした事業者(共同申請者がいる場合、申請者及び共同申請者が共にパートナーシップ構築宣言を表明し、その宣言文の登録をした事業者のみを優先)
第7優先順位	ワーク・ライフ・バランスに取組むことを表明し、その認定がされた事業者(共同申請者がいる場合、申請者及び共同申請者が共にワーク・ライフ・バランスに取組むことを表明し、その認定がされた事業者のみを優先)
第8優先順位	ワーク・ライフ・バランスに取組むことを表明し、その認定がされた事業者(共同申請者がいる場合、申請者及び共同申請者が共にワーク・ライフ・バランスに取組むことを表明し、その認定がされた事業者のみを優先)

## 補助金申請書関係書類

### 交付申請書(LPガス災害バルク等の場合)

当補助金ホームページ ▶ 申請の手続き ▶ 申請書のダウンロード より申請書類提出用のフォルダをダウンロードしてください。

- |  |  |
|--|--|
| 1) 交付申請書(様式第1)   | 12) (別紙9) 燃料消費量計算書                                     |
| 2) 申請日より3カ月以内に取得した履歴事項全部証明書                            | 13) LPガス販売事業者の「液化石油ガス販売事業者許可証」                         |
| 3) 申請日より3カ月以内に取得した建物の全部事項証明書・設置先建物を所有する者が複数の場合の合意書等    | 14) LPガス配管図  |
| 4) 役員名簿(履歴事項全部証明書に代表者以外の記載がない場合)                       | 15) 自家発電設備出力計算書(設置型発電機を導入する場合)                         |
| 5) 直近2期分の決算報告書(個人申請の場合は直近2年分の納税証明書(その2)及び事業内容を確認出来る書類) | 16) 電気配線図(設置型発電機を導入する場合)                               |
| 6) 中小企業の除外規定に該当しないことを証明する書類(中小企業として申請する場合)             | 17) 見積依頼書および見積書(明細含む。申請者が地方公共団体の場合は設計見積書)              |
| 7) 同族会社等の判定に関する明細書(該当する場合)                             | 18) 市区町村との福祉避難所または一時避難所または民間施設の公的避難所としての協定書の写し(該当する場合) |
| 8) (別紙10) 避難所の運用計画                                     | 19) 業務方法書第13条第2項に関する解説図と契約書(該当する場合)                    |
| 9) 補助対象設備等を設置する敷地全体図(平面図)                              | 20) 賃金引き上げを表明したことを証明する書類(該当する場合)                       |
| 10) 避難所として使用する場所の図面(平面図)                               | 21) 「パートナーシップ構築宣言」書(該当する場合、共同申請者も含む)                   |
| 11) 購入設備全ての配置図面(GHP室内機の設置場所も明記してください)                  | 22) ワーク・ライフ・バランス等の認定等に関する書類の写し(該当する場合)                 |
|  | 23) 履行補助者の行政書士資格証                                      |

申請書類入力フォームのみExcel形式、他の書類はPDF形式にて提出してください。  
その他、詳細についてはホームページ掲載の「申請の手引き」等を必ずご確認ください。

## 令和7年度補正・令和8年度

# 災害時に備えた社会的重要なインフラへの 自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

# 申請ガイドブック

## LPガスで災害対策!!



## 令和7年度補正・令和8年度の主な改正の方向性

- 第1回目の公募はR7年度補正事業とR8年度事業を同時に実施する予定としており、交付決定時に優先順位で振り分けます  
※「一時避難所となり得るような施設」については、R8年度事業のみの公募となります。  
※直近(R7年度を起点として過去5年間)において、振興センターより「交付決定の取消し(業務方法書第22条第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号)」の通知を受けている場合、交付決定時の優先順位としては最後となります。
- 「事業完了日」は交付決定ごとに変更されます(振興センターより交付決定通知書にて通知します)  
※交付決定日が早ければ、基本的には事業完了日も早まります。
- 「設置先建物を所有かつ自ら運営していること」が申請者(共同申請者)の条件となります  
※公的避難所の場合を除きます。公的避難所以外の場合は、証明書類として建物の謄本を提出していただきます。
- 当該事業で取得した財産の処分制限期間中は、取得財産だけでなく、取得財産を設置している建物等の処分も基本的にできません  
※振興センターより個別に承認を得た場合は除きます。
- 民間施設等でも災害時に市区町村の指定避難所として、避難所運営を行う場合は公的避難所とします
- 履行補助者は行政書士に限ります(申請書に資格番号の記載が必要です)

その他にも細かい変更や修正がありますので、実際の申請にあたっては、後日公表される業務方法書、業務細則、申請の手引き、Q&Aをよく読んで申請をお願いします!

# 災害時に備えた燃料備蓄の必要性

## 災害でライフラインが途絶

照明や電化製品、冷暖房、医療機器などが使用不可に!



LPガスで自然災害に備えましょう!!

## LPガス災害バルク等導入イメージ

LPガスが命をつなぎます

### 被災後3日間を乗り切る

災害により地域が孤立した場合、援助が被災地まですぐには届きません。ライフライン復旧までの約3日間を乗り切るためのエネルギー備蓄が必要と言われています。

### LPガスの備蓄がカギに

LPガスを備蓄することで、災害後のライフラインを確保できます。下記のLPガス設備を導入することで「系統電力」、「冷暖房」、「給湯・調理機器」の使用が可能になります。

### LPガス災害バルク等



※50kg容器の場合は6本以上

### 「石油製品タンク等導入補助金」

令和5年度補正予算から追加となりました。災害時に3日分以上の石油製品(燃料)を貯蔵・確保できるもの等と当該設備に接続する燃焼機器及び発電機が対象です。詳しくは当センターHP「自衛的燃料備蓄補助金(LPガス災害バルク・石油製品タンク)」をご覧ください。



※補助対象設備は、系統電力・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に独立して稼働できる仕様のものに限り、個別設備については当センターにご相談ください。

# 補助事業の概要

大規模な災害等が発生した時に、系統電力、都市ガスや水道の供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等はライフラインの機能を維持することが求められます。一般財団法人エルピーガス振興センターは、国の補助金の交付を得て、自衛的な燃料備蓄のためにLPガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、災害発生時においても、これらの施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図り、その機能を3日間以上維持させることを目的としています。また、本事業を通じて国土強靱化地域基本計画を推進します。

## 申請の公募期間について

令和7年度補正・令和8年度  
令和8年5月27日(水)～6月16日(火)

※上記期間で予算額に達しなかった場合は、再度、募集期間を設けます。その際には、当センターホームページでお知らせします。

## 第1回目の公募について

第1回目の公募は令和7年度補正事業と令和8年度事業を同時に実施する予定としており、交付決定時に優先順位で振り分けます。

※「一時避難所となり得るような施設」については、令和8年度事業のみの公募となります。

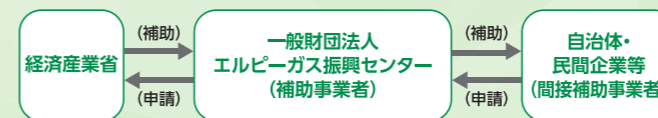
## 補助対象となる設置先の施設

- 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難なものが生じる施設 … 医療施設、福祉施設(老人ホーム)等  
ただし、医療施設のうち、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センターは除きます。
- 公的避難所(市区町村が災害時に避難所として指定した施設) … 自治体庁舎、公立学校、公民館、体育館等の公共施設及び民間施設
- 市区町村が認知した一時避難所となり得る施設 … 商業施設、宿泊施設、事務所、工場等 (令和8年度予算のみ申請可)  
②または③の場合、その設置先となる市区町村が国土強靱化地域計画を策定済みであること、もしくは大規模地震対策特別措置法第3条の規定による地震防災対策強化地域に指定されていることが要件となります。

## 補助対象設備(LPガス災害バルク等の場合)

- 上記①～③の対象施設に設置する機器等
  - LPガス災害バルク貯槽又はシリンダー容器(但しシリンダー容器の購入は補助対象となりますが、必須ではありません)
  - LPガス発電機(コジェネレーション含む)
  - 空調機器(GHP等)
  - 燃焼機器(炊き出しセット、コンロ、炊飯器、給湯器(ボイラー含む)ガスストーブ、ファンヒーター)
  - 簡易スタンドユニット
- ※上記補助対象設備等を設置することで、系統電力・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に容器の貯蔵上限量50%に対し3～7日間対応可能となることが申請に際しての必須要件です。

## スキーム



## 補助金の交付限度額(LPガス災害バルク等の場合)

- 一申請あたり上限1千万円 … バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備のみ
- 一申請あたり上限3千万円
  - … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス発電機ユニット(コジェネレーション含む)
  - … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス空調機器ユニット(GHP他)
  - … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス燃焼機器ユニット(炊き出しセット、コンロ他)
  - … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス簡易スタンドユニット
- 一申請あたり上限5千万円 … ②の1)と2)を同時に設置する場合

## 補助対象経費

LPガス災害バルク等の機器購入費と設置工事費  
※容器他にこれに付随するLPガスの供給に必要な設備は、必ず購入することが条件です。(但しシリンダー容器の購入は必須ではありません)  
※常用・非常用ともLPガス配管・電気配線等部分は、補助金対象外となります。また、既存設備の撤去費用も補助金対象外となります。

## 補助率

補助対象となる設置先の施設	令和7年度補正	令和8年度
① 避難困難者が生じる施設	1/2以内 ただし、中小企業者が運営する場合2/3以内	1/2以内
② 公的避難所	1/2以内	1/2以内
③ 一時避難所	対象外	1/2以内

※中小企業者の定義は中小企業基本法第2条第1項の規定を準用しております。詳細は中小企業庁ホームページをご確認ください。  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)